

一般質問（文書質問）

議員名 根本 義郎

<質問項目>

1 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 市独自支援策（5月8日発表）総額4億1千万円の事業について

(2) 疲弊した市民生活の今後の元気回復と復興支援策について

～「地域振興基金」を発動し、全世帯に2万円相当の復興支援策を～

(3) 国民健康保険税の減免制度に、コロナ禍による減収者を対象にすることについて

(4) 国民健康保険条例改正で、事業者、専従者、フリーランスなどの収入減少者に「傷病手当金」の支給を

(5) コロナ禍に伴う休校により、子どもたちの教育格差、教育課程の遅滞に対する取り組みについて

<質問内容>

(1) 市独自支援策（5月8日発表）総額4億1千万円の事業について

5月8日に発表された「新型コロナウイルス感染症対策」として、個人事業主を含む中小企業と子育て世帯を支援するため、総額4億1千万円の独自支援策を打ち出されました。

具体的には、中小事業者と子ども世帯及び「未来の子育て世帯への支援策」として「妊産婦応援給付金」の3本建てとなっており、これらの施策は長期に及ぶ自粛・休業等に一定応えるものでありかつ時宜にかなった必要不可欠な支援と言

え、他市と較べても平均以上であり評価できるものです。今回の支援策は事業者と子ども・妊産婦支援が対象ですが、そこで対象者についてお尋ねします。

一般に「社会的弱者」とされる「障がい者」についても、特に知的障がい者や精神障がい者等については、少しの環境の変化にも大きな影響を受け、保護者の負担も長期に及び増大するものであり、何らかの支援策が求められていました。

私ども共産党市議団としても、このことを申入れさせていただきましたが、支援の手を差し伸べられなかったのは、何故なのかその理由をお尋ねします。

(2) 疲弊した市民生活の今後の元気回復と復興支援策について

～「地域振興基金」を発動し、全世帯に2万円相当の復興支援策を～

今回の新型コロナウイルス感染対策は、戦後未曾有の社会的危機といわれるものであり、市民にとりましても前代未聞の遭遇です。生命に対する恐怖、経済活動が止まること、したがって長期に及ぶほど生活、生業、事業継続の困難をもたらします。なべ底まで沈み込んだ市民生活、事業活動、これを再生、元気回復することは容易ではありません。早晩この課題が浮上することは必至であります。そこで、市全体の振興を支援する観点から、「地域振興基金」を発動して、1世帯当り2万円相当を給付すべきと考えますが、市長のお考えはいかがですか。

市の地域振興基金条例は、第1条で「市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、香取市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。」と定めています。

今度の国の「特別定額給付金」の理念も、「人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と「緊急経済対策」で掲げられています。つまり、現在の局面は、「市民の連帯強化」「地域経済の

復興・振興」という「基金条例」の理念とも合致するものと考えられます。逆説的に言うならば、現在の局面に発動しなければ、どういう局面、事態ならば発動できるのですか。お示しいただきたい。基金とは言わずもがな発動してこそ意義があると考えられます。

ほぼ同時期に合併した旭市は、今度のコロナ対策で、1世帯当たり2万円を打ち出しました。恐らく本市と同様の積立て金を今度の施策で放出したのではないかと思います。

合併の成果をこのような事態に支出されるのであれば、市民から歓迎こそあれ、批判するものはないのではないのでしょうか。第2次コロナ対策の支援策として、是非ともご英断を求めるものであります。

(3) 国民健康保険税の減免制度に、コロナ禍による減収者を対象にすることについて

政府は「緊急経済対策」において、市区町村に国民健康保険料(税)の「免除等」を行うよう通知された模様ですが、その場合の保険料減少分は、国が全額手当てすることを決定したとされます。また、「免除等」の対象は、主たる生計維持者の収入が前年比で3割以上減った世帯(前年の合計所得が1千万円超の場合を除く。)とされています。

本市の対応はどのようにされますか。検討状況をお示しいただきたい。実施の場合の具体的な方法は、本年度当初賦課時点で明らかになりますか。

(4) 国民健康保険条例改正で、事業者、専従者、フリーランスなどの収入減少者に「傷病手当金」の支給を

本市においても、新型コロナウイルス感染者が発生しました。この感染者(患者)が国保加入者の場合は、「傷病手当金」を支給することができるとされました。

一般に「傷病手当金」は会社等の勤務者の休業補償金的な制度だとされますが、自治体の裁量で、対象を自営業者や専従者、フリーランスに広げることも可能だと政府は表明しています。その財源は国が負担することも明かになりました。担当部のお考えは、また検討状況をお示しいただきたい。

(5) コロナ禍に伴う休校により、子どもたちの教育格差、教育課程の遅滞に対する取り組みについて

楽しい学校生活から家庭生活を余儀なくされた児童生徒にとって、この休業期間はその過ごし方如何で大きな影響が生じざるをえません。3 か月ほどの期間が子どもたちに対面指導も、リモート指導も不可能な条件のもとで、懸命に創意工夫を講じられておられるかと思われませんが、平常時の教育環境と較べれば、その劣後は言うを俟たないところです。そこでお尋ねします。

この間の教育活動の遅れに対し、既に他市では夏休み、週末登校等も検討されている動きもありますが、本市においては、これらの対策をどのように検討されておりますか。お示しできる内容があれば、お答えいただきたい。

<答弁内容>

(1) 市独自支援策（5月8日発表）総額4億1千万円の事業について

香取市では、香取市子育て世帯応援給付金として、子ども1人につき10,000円を給付いたしますが、この給付には、障害児も含まれています。

また、障害者への支援については、代替サービスとして在宅サービス等を柔軟に対応しております。

なかには、通所を自粛した事業所もございましたが、感染拡大防止の必要性、重要性に鑑み、施設の職員が訪問や電話による可能な限りの支援の提供を行い、利用者及び保護者の心配や負担を軽減できたと考えています。

今後は、新型コロナウイルスに関する県の2次補正が確保されますので、再度の感染拡大に備え、所要の準備を進めてまいります。

【福祉健康部】

(2) 疲弊した市民生活の今後の元気回復と復興支援策について

～「地域振興基金」を発動し、全世帯に2万円相当の復興支援策を～

香取市では、新型コロナウイルス感染症対策の支援策第1弾として、飲食・宿泊事業者に対し30万円、個人事業主を含む中小企業者に10万円から30万円の支援金の交付を始めています。

また、18未満の子ども1人あたり1万円、未就学児には1万円加算して支給する給付金やひとり親家庭等に対して対象児童1人につき3万円の給付、妊産婦1人につき2万円の給付と不織布マスク20枚の配布を行うこととし、申請受付や給付を開始しています。

これに加え、支援策第2弾について、現在検討を行っています。その主な支援策といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大が続いてしまった場合における雇用の維持や事業継続、市民生活の支援を目的とした事業、感染拡大が抑えられた場合における経済活動の回復や地域経済を立て直すことを目的とした事業、先を見据え、感染症に負けない強い地域経済構造や生活環境を構築するための事業など、様々な視点から検討を重ねております。

議員、ご提案の世帯すべてを対象とする給付につきましては、考えておりません。今後の支援策の具体的な対応につきましては、第2波の到来を含めた感染状況や、国県の支援策等を注視しながら、可能な限り、市民・市内事業者にとって必要な施策を講じて参りたいと考えております。

【総務企画部】

(3) 国民健康保険税の減免制度に、コロナ禍による減収者を対象にすることについて

令和2年5月1日付けの厚生労働省保険局国民健康保険課長通知において、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者（前年の合計所得金額が1千万円以下）の事業収入等の減少が前年の当該事業収入等の額に比べ10分の3以上減少が見込まれる世帯の保険税について減免の対象とする内容が通知されました。香取市においても、この通知に基づき速やかに対応してまいります。

具体的には本年度当初賦課に合わせ、7月号の広報かとりで制度を周知するとともに、市のホームページで申請書のダウンロードや添付書類等を明示することで、郵送での申請受付にも対応していく予定です。

【総務企画部】

(4) 国民健康保険条例改正で、事業者、専従者、フリーランスなどの収入減少者に「傷病手当金」の支給を

傷病手当金については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、労働者が感染、又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するため、香取市においても支給可能とするよう5月1日付けの専決処分により条例を改正しました。

対象者については、国民健康保険加入者のうち、被用者とするほか、支給額、適用期間などについても、国が示す財政支援に沿った内容となっております。

対象を香取市独自に自営業者や専従者、フリーランスに広げることにつきましては、今回の改正では、専従者であっても青色及び白色事業専従者について、国の財政支援がなされるため、支給対象としております。

また、個人事業主、フリーランスは被用者と異なり療養の際の収入減少の状況も多様で妥当な支給額の算定が難しいことに加え、持続化給付金など、別に資金

繰りに対する支援があります。

更に、国が示す対象者や基準を超えて支給する部分は国の財政支援対象とならず、その全額が保険者負担となりますので、独自に支給対象を拡大することは、考えておりません。

【生活経済部】

(5) コロナ禍に伴う休校により、子供たちの教育格差、教育課程の遅滞に対する取り組みについて

学校再開後の授業時間の確保については、全市的に7月末日まで給食を提供して授業を行います。その他に、次の取り組みを各学校の実態に合わせ組み合わせるべく予定しています。

- ①通常の一斉登校ができるようになった後、週あたりの授業時数を増加する。
- ②8月に授業日を設定する。
- ③土曜日を活用して授業を実施する。

などで学習を進めてまいります。

【教育部】

一般質問（文書質問）（再質問）

議員名 根本 義郎

<質問項目>

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- (2) 疲弊した市民生活の今後の元気回復と復興支援策について
～「地域振興基金」を発動し、全世帯に2万円相当の復興支援策を～
- (5) コロナ禍に伴う休校により、子どもたちの教育格差、教育課程の遅滞に対する
取り組みについて

<質問内容>

- (2) 疲弊した市民生活の今後の元気回復と復興支援策について
～「地域振興基金」を発動し、全世帯に2万円相当の復興支援策を～
コロナ禍対策としては、全世帯を対象とした給付は考えていないということですが、「香取市地域振興基金条例」第1条の規定に基づく発動は、どのような条件のもとで発動できるのか、支出発動基準など、必要事項を定めておくことは条例管理上必定だと考えますが、どのように考えておりますか。
- (5) コロナ禍に伴う休校により、子どもたちの教育格差、教育課程の遅滞に対する
取り組みについて
今度のコロナ禍で、教育格差解消のため、「オンライン学習」が話題になっておりましたが、その前提として校内でのインターネット環境と端末機（タブレット等）の普及等環境整備中であると伺っておりますが、国の地方への第2次「臨時

交付金」も予定されているとのことですので、これらの財源により、校内環境の整備とオンライン学習も可能となるよう加速化すべきであると考えますが、担当部のお考えはいかがですか。

<答弁内容>

(2) 疲弊した市民生活の今後の元気回復と復興支援策について

～「地域振興基金」を発動し、全世帯に2万円相当の復興支援策を～

地域振興基金につきましては、香取市地域振興基金条例により、市民の連帯の強化及び地域振興を図る目的を達成するために必要な経費に充てる場合に活用できると規定されています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業についても「市民の連帯の強化及び地域振興を図る目的」のものは、取り崩し可能と考えております。

ご指摘の基金取り崩し基準の明確化につきましては、今後における感染症対策の機動性を損なうおそれがあると、現時点では考えているところです。

【総務企画部】

(5) コロナ禍に伴う休校により、子どもたちの教育格差、教育課程の遅滞に対する取り組みについて

国の「GIGAスクール構想」は、国が制度化して小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒1人に1台の端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するものです。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校等の緊急時においても児童生徒が自宅等で活用できるように、令和5年度までの計画を前倒しして、令和2年度中の整備を目指しています。

香取市では、令和2年5月1日現在合計4,561人の児童生徒に対して1,048台の端末を整備しておりますが、1人1台の整備にはさらに3,513台が

必要です。また、学校のネットワーク環境も整備済みですが、1人1台の端末に対応するためには、高速大容量の通信ネットワークの整備が必要となります。そのための関連予算案を6月香取市議会定例会に上程したところです。国の制度を活用して、今年度中に学校における1人1台端末の整備を行いたいと考えております。

また、オンライン学習についてですが、授業の中で、教師との対話や友達と意見を交わすなどの活動が学校での学習の基本と考えております。しかし、休校中は、その活動ができませんので、学習支援におけるICTの有効活用について、現在検討しているところです。一方、双方向のやりとりのできる電話連絡や個別に登校しての直接の指導なども組み合わせながら、発達段階にあわせて、有効な手立てを講じていきたいと思っております。

【教育部】